

榎田地区空き家情報バンク物件登録申請書

令和 年 月 日

(宛先)高槻市長

郵便番号 〒
申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

高槻市榎田地区空き家情報バンク制度実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項の規定により、榎田地区空き家情報バンク物件登録カード(以下「登録カード」という。)(様式第2号)を添えて、次のとおり登録を申請します。

1 賃貸借・売買にかかる契約(以下「契約」という。)

私は、契約について ① 宅建協会による媒介 ② 直接契約 を選択します。

2 同意事項

私は、次のことについて同意します。

- (1) 関係法令及び要綱を遵守すること。
- (2) 要綱第4条第4項ただし書各号のすべてに該当しないこと。
- (3) 交渉、契約及び契約に関するトラブル等については、当事者間で、責任をもって解決すること。
- (4) 高槻市榎田地区空き家情報バンク制度(以下「バンク制度」という。)に登録される情報を、高槻市、利用登録者、榎田地区連合自治会、宅建協会、移住・交流推進機構に提供すること及びホームページ等で公開すること。
- (5) バンク制度の適正な執行を期するための必要な情報提供及び調査等を求められた場合には、協力すること。
- (6) 要綱第15条第2項に規定する「地域面談」に出席すること。
- (7) 契約については、第15条第2項に規定する「榎田地区空き家情報バンク地域面談結果通知書(様式第18号)」の結果に従うこと。
- (8) 市長から提供された情報については、バンク制度以外には使用しないこと。

注意事項：

- (1) 本市は、物件登録者と利用登録者の間で行う空き家等の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関する媒介行為は行いません。また、交渉及び契約に関するトラブル等については、市は一切関わりませんので、当事者間で、責任をもって解決してください。

備考:

- (1) 宅建協会による媒介とは、当該契約にかかるすべてについて、大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部(以下「宅建協会」という。)へ媒介を依頼することをいいます。
- (2) 直接契約とは、当該契約にかかるすべてについて、空き家等の物件登録者と利用登録者の間で、責任をもって行うことをいいます。